

## 会 議 録

|      |   |
|------|---|
| 名 称  | 平成29年度 第1回目黒区男女平等・共同参画審議会   |
| 日 時  | 平成29年6月11日(日) 午後4時30分～6時15分   |
| 会 場  | 目黒区総合庁舎地下1階 第15会議室  |
| 出席者  | (委員) 岩田、神尾、小出、大本、片淵、岩間、<br>佐治、阿比留、九頭竜、久保、福田、松澤<br>(男女平等・共同参画オンブーズ) 浅倉、市川<br>(区側) 区長、総務部長、人権政策課長、事務局   |
| 傍聴者  | 1人  |
| 配布資料 | 1 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿(資料1)<br>2 目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱(資料2)<br>3 平成29年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表(案)(資料3)<br>4 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ(苦情処理機関)年次報告(平成28年度)(資料4)<br>5 目黒区男女平等・共同参画センター事業記録(平成28年度版)(資料5)  |
| 会議次第 | <b>1 開会</b><br><b>2 区長あいさつ等</b><br>(1) 区長あいさつ<br>(2) 区側出席者紹介<br>(3) 委員自己紹介<br>(4) その他<br><b>3 諮問</b><br>諮問 『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の進捗状況の評価について<br><b>4 審議会運営について</b><br>(1) 審議会の所掌事項等について<br>(2) 今年度の予定について<br>(3) 小委員会の設置、小委員会委員の指名について<br><b>5 情報連絡会 ～審議会・オンブーズ・人権政策課の情報交換</b><br>(1) 新任委員の紹介とオンブーズ自己紹介(オンブーズから)<br>(2) 平成28年度 男女平等・共同参画の推進に関する年次報告(審議会から)<br>(3) 平成28年度 男女平等・共同参画オンブーズ年次報告(オンブーズから)<br>(4) 男女平等・共同参画関連事業の28年度実施状況及び29年度予定(人権政策課から)<br>(5) 意見交換<br><b>6 閉会</b> |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>会議の結果<br/>及び主要な<br/>発言</p> | <p><b>1 開会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定足数の確認（12人出席）</li> <li>・傍聴の申出者1人</li> </ul> <p><b>2 区長あいさつ等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区長あいさつ</li> <li>(2) 区側出席者紹介</li> <li>(3) 委員自己紹介</li> <li>(4) その他</li> </ol> <p><b>3 諮問</b></p> <p>諮問 『目黒区男女平等・共同参画推進計画』の進捗状況の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長から諮問を受ける</li> <li>・諮問（写）を各委員に配布</li> </ul> <p><b>4 審議会運営について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審議会の所掌事項等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例及び「目黒区男女平等・共同参画審議会運営要綱」（資料2）により、男女平等・共同参画審議会（以下、「審議会」と言う。）の所掌事項や小委員会について、また、男女平等・共同参画オンブーズ（以下、「オンブーズ」と言う。）制度について説明</li> <li>・会長から、区長から諮問を受け目黒区男女平等・共同参画推進計画（以下、「計画」という。）の進捗状況の評価を行っていることを説明</li> </ul> </li> <li>(2) 今年度の予定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から、「平成29年度 目黒区男女平等・共同参画審議会 予定表(案)」（資料3）により、平成29年度4～5月に事業実績調査・区民意識調査を実施したことや、今後の審議会・小委員会の開催予定等について説明</li> </ul> </li> <li>(3) 小委員会の設置、小委員会委員の指名について <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長から、効率的な審議を行うために小委員会を設置し答申（案）を作成していることを説明し、平成29年度も小委員会による答申案作成を提案</li> <li>・会長が小委員会委員を指名、審議会において了承される<br/>（神尾委員、小出委員、鹿野委員、大本委員、久保委員）</li> <li>・小委員会の名称（事業評価小委員会）、付託事項（計画の進捗状況の評価）及び付託期間（平成29年9月末日まで）を決定</li> </ul> </li> </ol> <p><b>5 情報連絡会 ～審議会・オンブーズ・人権政策課の情報交換</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新任委員の紹介とオンブーズ自己紹介（オンブーズから）</li> <li>(2) 平成28年度 男女平等・共同参画の推進に関する年次報告（審議会から） <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度第1～3回審議会では、主に平成27年度の推進計画の進捗状況の評価と5年間（平成23年度～27年度）の総合評価について審議した。</li> <li>・大項目1については、一度は「女性委員ゼロの附属機関等の数 ゼロ」という目標が達成されたものの、28年度には女性委員ゼロの附属機関等が2つに増えてしまった。進捗状況評価が一番低い項目でもあり、関係</li> </ul> </li> </ol> |
|-------------------------------|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>する所管には推進計画の趣旨の浸透が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大項目2については、WLB（ワーク・ライフ・バランス）は男女平等・共同参画に大きな影響を与える事柄なので区の取組を重視しているが、保育園の入所待機児童や老人ホームの入所待機者の解消など成果の点でより一層の取組を求めていくことが必要。</li> <li>・大項目3については、区内の学校でデートDV（ドメスティック・バイオレンス）出張講座を行っている事は高く評価できる。DVとセクシュアル・ハラスメントに比べるとリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発が進んでいないことや、区民意識調査のDVの被害経験を尋ねる設問に検討が必要なことが議論となった。</li> <li>・大項目4については、区民・事業者との協働において成果が上がったことから、中項目4-3の評価を★ひとつ上げ、大項目4の全体の評価も★ひとつ上がった。</li> </ul> <p>○平成28年度第4～5回審議会では、区民意識調査の設問内容や事業評価を行う際の指標（目標値）や分析の着眼点について審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度からの5年間の推進計画を評価するにあたっては、評価の視点は5年間変えないこと、どのような審議会独自の指標（目標値）を設定するか、改定後の推進計画に沿って分析の着眼点を変更することなどについて議論を行った。</li> </ul> <p>(3) 平成28年度 男女平等・共同参画オンブーズ年次報告（オンブーズから）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談件数1件・申出件数0件</li> <li>○オンブーズの所見等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメントに関する相談が1件寄せられた。相談したことにより問題解決の道筋がつけられたので、申出には至らなかった。</li> <li>・区民に対してオンブーズの活動を周知する意図も込め、平成28年度分から年次報告にオンブーズのコラムを掲載した。</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 男女平等・共同参画関連事業の28年度実施状況及び29年度予定（人権政策課から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年度事業実施状況等（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等・共同参画センター「以下、「センター」と言う。」において連続講座1講座2回、単発講座13講座15回を開催。<br/>※資料5のセンターの講座開催数に修正ある旨を説明</li> <li>・平成28年度から新たに「ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業制度」を開始した。1社からの応募があり、アドバイザー派遣提案事業を実施した。</li> <li>・男女平等・共同参画センター運営委員会（以下、「センター運営委員会」と言う。）と共に「男女平等フォーラム2016」を実施した。センター運営委員会は広報誌「であいきらり」の記事作成も担当。</li> </ul> </li> <li>○平成29年度事業予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの講座は連続講座1講座2回、単発講座12講座15回の開催を予定している。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業制度を継続実施する。応募企業の増加に努める。
- ・11月に「男女平等フォーラム2017」を開催予定。区とセンター運営委員会で準備を進めている。

(5) 意見交換

【センターの見直しについて】

(委員) センターのあり方について区の現在の考えはどうか。

(区側) センターを含めた区有施設に関しては、平成29年2月に「区有施設見直し計画素案」の公表、3月にパブリックコメントの募集が終わっており、この6月には「区有施設見直し計画」の策定を予定している。この計画素案の中で、センターは様々な機能を備えた男女平等・共同参画のための拠点施設であるとして、センター機能の必要性を確認している。センターの利用率の低さが課題とされているため、今後5年間をかけて利用の促進を図っていく。

【ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業制度について】

(委員) この制度は、労働環境に課題の多い企業に対して、課題解決の手助けをする事を目的とした事業なのか、それとも一定程度のWLBの推進が実践できている企業にさらなるアドバイスをする事に主眼においたものなのか。区はどの程度の費用負担をしているのか。

(区側) WLBを推進することが制度の趣旨なので、その目的での応募を想定している。企業によって課題としていることは様々なので、まずは社会保険労務士と相談をしてもらい、個別の課題について提案が必要となればアドバイザー（社会保険労務士）を派遣する。

平成28年度の申込（1件）は私立幼稚園からのもので、忙しい職場においてより良く働きやすい環境を作るための提案を行った。

区の負担する費用は、相談は1回1時間以内で15,000円、アドバイザー派遣は3回程度100,000円。それ以上の派遣が必要な場合は応募企業に費用負担をお願いする。

【オンブーズ制度、相談・申出の件数について】

(委員) 事務局対応の問合せを他の相談窓口案内した後に、どのような結果となったのかを確認しているか。

(区側) 問合せをしてきた方から相談内容の概略を聞き取り、オンブーズで対応すべき案件か判断し、必要に応じて他の相談窓口を案内している。紹介した相談先での相談結果を追跡することはしていない。

(委員) 自身の問題をどのように解決するかは、最終的に相談者の判断なので、区ができるのは相談窓口をアドバイスするまでではないか。

(委員) 平成28年度の11件という問合せ件数は例年に比べて多いのか。もし多いのであればオンブーズの周知が効果的に行われていると考えることもできる。

(区側) 相談件数 平成27年度：9件、26年度：5件、25・24年度：7件

|  |  |
|--|--|
|  | <p>(委員) 区はなんでも相談できる総合的な相談窓口を作っていて、そこに問合せのあったものの内、オンブーズに対するものが11件なのか。</p> <p>(区側) オンブーズの専用電話に問合せがあった件数である。</p> <p>(委員) オンブーズへの相談に限らないが、相談者に対して区の相談員が行うアドバイスのクオリティを評価することはできるのか。</p> <p>(区側) 相談者の声やアンケート結果からある程度はかることはできる。例えばセンターで行っている「こころの悩みなんでも相談」では、特にアドバイス内容に問題があるとの声は上がっていない。</p> <p>(委員) 事務局への問合せで、電話・FAX以外の閉庁時間に問合せができる方法はあるのか。</p> <p>(区側) オンブーズ専用のメールアドレスを用意している。</p> <p>(委員) 11件の問合せの経路の内訳はどのようなのか。</p> <p>(区側) 11件全て電話による問合せである。</p> <p>(委員) 例えば区が行うDVの相談窓口の周知が不十分で、適切な相談窓口を見つけられない人がいるとしたら、オンブーズが各所管の周知事業に対して改善を促すことはできるのではないかと。個別の相談窓口の案内実績も重要だが、相談者にアンケートをとるなどして、相談窓口の周知が適当に行えているかどうかを確認することも必要。</p> <p>(区側) 相談者が個別の相談先に心当たりが無くても、DVに関する相談窓口の問合せがある場合は、人権政策課につなげ、そこから適切な対応をとることが多い。相談窓口の案内・周知において、男女平等・共同参画の視点から課題があるとの申出があればオンブーズが対処することもあるが、現状そうした声は寄せられていない。</p> <p>(委員) 事務局への問合せがあった際に、案内する相談窓口を迷うことはないのか。迷った場合の相談窓口の選定基準などはあるのか。</p> <p>(区側) 法律面での相談をしたいなど具体的な内容であれば個別の相談を案内するが、相談内容が複数の要素を含むものであれば、複数の相談窓口を紹介して相談者が相談し易いところから利用するよう案内することはある。</p> <p>(委員) 区ではない他の相談窓口からの紹介で、事務局に相談がまわって来ることはあるのか。</p> <p>(区側) 例えばDVやストーカーの問題で生命の危険があるような場合は、まず警察に相談するよう案内している。「こころの悩みなんでも相談」でそうした相談があった場合にも警察に連絡するなど、関係機関と相互に連絡を取り合っている。</p> <p><b>【センターの開催講座について】</b></p> <p>(委員) 平成29年度から開催を止める講座はあるのか。</p> <p>(区側) パパと子どものチャレンジ講座の開催回数を2回から1回に変更することを予定している。</p> <p>(委員) 平成28年度実施した女性の就労支援講座「再就職のためのおしゃべりサロン」は参加者が1人だったが、どのような形式の講座だった</p> |
|--|--|

たのか。今年度はどのように開催する予定なのか。

(区側) センターの保育スペースで、再就職に向けた悩みをこども同伴で個別に聞く形式だったため、当初から少人数の参加を想定していた。平成29年度は同様の開催形式で既に募集を行っており、定員5人に対してすでに満員の申込が来ている。

**【教員の長時間労働の問題について】**

(委員) 最近報道でも取り上げられるようになった教員の長時間労働の問題はこの審議会で議論できる問題なのか。本審議会から教育委員会へ改善の要求などはできるのか。

(委員) 推進計画の事業番号40番「女性教員に対する管理職試験への受験勧奨」に関連付けて、長時間労働がこうした勧奨を阻害しているのであれば改善に言及することはできるかもしれないが、この審議会で扱うのは男女平等・共同参画の分野として捉えられる問題に限られてくると思う。教員全般に関する問題であれば、労働問題として捉えるべき。

(委員) WLBは性別に関わらず議論すべきことであるが、推進計画や本審議会でこの話題を扱うのは、仕事と生活の調和がとれないために不平等な扱いを受けたり社会への参画を阻害される女性が多くいるからであって、女性に限らない教員一般における長時間労働の問題は労働問題として扱うものだと思う。

(オンブーズ) 昨年、連合総研が教員の働き方・労働時間に関する調査を行った。その調査結果では、男性と女性では多忙な業務によってあられる影響が異なるという分析が示されている。男性は長時間の労働が顕著だが、女性は家庭生活に費やす時間が多く睡眠が短くなるなど生活の質が低下するという性差があり、いずれも大きな問題として捉えられている。働く夫が家庭で過ごす時間が長いほど、妻の就業率が高まるという国の調査結果もある。長時間労働の問題は男女平等・共同参画の推進と密接に関係するため、教員の長時間労働の問題が男女の働き方の見直しの契機になっていると感じる。

**(6) その他の連絡事項**

第2回審議会は8月下旬の開催を予定。後日各委員に日程調整を依頼。

**6 閉会**

以 上